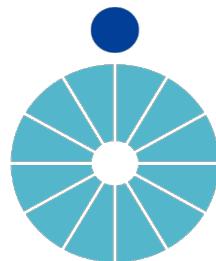


情報科学を活用した地震活動・地震動評価技術の高度化

(Seismology TowArd Research innovation for Earthquake
evaluatioN with EXacT data、略称:STAR-E NEXT)

公募要領



文部科学省

M E X T

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和 8 年 1 月

内容

1.	公募課題について	3
1.1	事業の趣旨	3
1.2	事業の内容	3
1.3	企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項	5
1.4	事業期間、事業規模、採択予定件数	5
2.	応募について	5
2.1	応募対象機関	5
2.2	応募に必要な書類等	6
2.3	書類提出期限	7
2.4	スケジュール(予定)	7
2.5	公募説明会	7
2.6	応募にあたっての注意事項	8
3.	審査等について	8
3.1	課題の審査について	8
3.2	研究開発課題の評価等について	8
4.	委託契約の締結等	9
4.1	委託契約の締結について	9
4.2	委託費の積算及び支払等	10
4.3	研究開発成果及び取得資産の取扱等	11
4.4	委託業務の実施について	11
5.	事業の実施にあたっての留意点について	12
5.1	委託費の適正な執行について	12
5.2	不合理な重複・過度の集中に対する措置	19
5.3	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	21
5.4	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	22
5.5	国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について	24
5.6	繰越について	24
5.7	費目間流用について	25
5.8	年度末までの研究期間の確保について	25
5.9	間接経費について	25
5.10	研究設備・機器の共用促進について	25
5.11	博士課程学生の待遇の改善について	27
5.12	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	28
5.13	男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について	29
5.14	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	29
5.15	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	30
5.16	URA等の研究開発マネジメント人材の確保について	30
5.17	社会との対話・協働の推進について	31
5.18	研究データマネジメントについて	31
5.19	論文謝辞等における体系的番号の記載について	31
5.20	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS)について	32
5.21	競争的研究費改革に関する記載事項	32
6.	e-Radを利用した応募書類の作成・提出等について	32
6.1	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	32
6.2	e-Radを利用した応募方法	32
6.3	その他	34
	審査要領	36

I. 公募課題について

1.1 事業の趣旨

地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）の発足（平成7年7月18日）以来、国として防災に資する調査研究を推進し、その成果として信頼度の高い多様かつ大規模なデータが収集されています。

一方で、地震本部の「地震調査研究の推進について（第3期）」（令和元年5月31日 地震本部）では、そのような蓄積された各種観測データが十分に活用されているとは言えず、地震調査研究の分野においても IoT・ビッグデータ・AI 等の情報科学分野の科学技術を活用することが重要であることが示されました。

それを踏まえ、令和3年度より「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」を実施し、「情報科学×地震学」の融合研究を進めることで一定の成果が創出され、研究機関や公的機関での活用に向けた検討が始まっているところですが、その間にも、情報科学分野は目覚ましい進歩を遂げており、生成 AI 等の革新的技術も誕生しています。

本事業では、日本の信頼度の高い多様かつ大規模な地震関連データ群を活用するため、最先端の情報科学による効率的かつ融合的な解析手法の開発により、①大地震発生後等の地震多発時の迅速かつ高精度な地震発生の把握と予測、②断層滑りの迅速把握と予測、③地震動（揺れ）の伝播予測の高度化等を実現し、防災に資する高精度かつ迅速な地震評価と被害予測や被害対策に結び付け、地震本部における地震活動・地震動評価の高精度化・迅速化を目指すとともに、人命の保護、発災時の被害最小化、経済社会の維持、迅速な復旧・復興という国土強靭化の基本目標達成も目指します。なお、研究期間は最大で5年間とします。

1.2 事業の内容

本事業は、地震本部等の地震活動・地震動の評価への貢献を目指すため、①大地震発生後等の地震多発時の迅速かつ高精度な地震発生の把握と予測、②断層滑りの迅速把握と予測、③地震動（揺れ）の伝播予測の高度化等を対象とする取組の研究開発を実施します。具体的には、以下の(1)～(3)までは社会実装を見据えた研究テーマ、(4)～(6)までは研究開発要素の高い新規性のある研究テーマを設定しています。提案にあたっては、(1)～(3)までのグループと(4)～(6)までのグループのそれぞれのテーマを含め、(1)～(7)までのテーマの中から合計3テーマ以上を選択してください。なお、各テーマの提案にあたっては、テーマ間で緊密に連携し、研究成果が最大化されるよう、効率的かつ効果的なものとしてください。

また、本事業の受託機関は、研究成果を最大化するために必要となる要素的研究について、事業実施期間1年目または2年目に、公募による方式により、最大2年間の公募研究を2件まで実施できるものとします。（予算の上限は公募研究1件あたり年間300万円までとします。）なお、採択した公募研究は、事業実施期間が3年目を迎えた時点で、公募要領3.2(1)及び(2)に定めるプロジェクト推進委員会及びか科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による評価を受けるものとし、継続が妥当と判断された場合は、文部科学省の承認を得ることで、事業実施期間4年目以降も本事業の一部として継続できるものとします。

(1) 地震・微動・地殻変動の自動検測技術の高度化

最新の情報科学により、地震・微動・地殻変動の検測技術を高度化させ、特に、地震多発時において、高精度に震源・規模・震度を推定する手法の開発、また、地殻の「ひずみ」やプレートの「すべり」を高精度に把握する手法の開発を行います。

(2) 大地震前後の地震活動予測の迅速化

最新の情報科学により、大地震発生前の発生確率、また、大地震発生後の余震の短期予測手法の開発を行います。

(3) 地震活動の中長期的評価の高度化

最新の情報科学により、過去に発生した地震の地震動データや断層データ等を融合的に解析し、地震活動の中長期的評価に資する手法の開発を行います。

(4) 断層すべり等の高度な推移予測モデルの開発

最新の情報科学により、断層周辺の温度や圧力等の物理特性を反映した断層すべり等の高度な推移予測モデルの開発を行います。

(5) 被害予測に向けた地震動(波形)伝播予測技術の開発

最新の情報科学により、地震発生時における各地点の「揺れ」を速やかに予測するモデルの開発を行います。

(6) ノイズの活用等による地震活動・地震動把握の高度化

最新の情報科学により、地震観測データ内に含まれる、これまでノイズとされてきたデータを解析し、様々な自然災害等のシグナルを把握するモデルの開発を行います。

(7) その他

本事業の趣旨に合致する(1)～(6)以外の研究開発を行います。

実施にあたっては、受託した代表機関にプロジェクト運営委員会を設置し、別途、文部科学省が委託するプロジェクト事務局と連携することで、研究成果を最大化してください。

また、情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト等の過去に実施された事業の成果や地震本部で取得した成果等を有効活用するとともに、地震本部及び地震本部下の委員会等に対し、必要に応じて資料作成、提供を行うなど、研究成果の積極的な活用に努めてください。

【プロジェクト運営委員会】

①研究代表者、プロジェクトオフィサー(PO)、各研究グループのリーダー等で構成し、研究成果の最大化に向け、事業全体の総合調整や研究テーマ間の横断的な連携に向けた指導・助言を実施してください。また、プロジェクト運営委員会において、年1回、成果報告会を企画・運営してください。なお、POは、地震分野、情報科学分野及びその周辺分野に対して高度な知見を有する学識者を文部科学省において指名し

ますので、代表機関において任命してください。

【プロジェクト事務局】

- ①プロジェクト全体の実施状況等調査を行います。具体的には、委託業務成果報告書の調整、プロジェクト内の連携又は火山調査研究への活用等に資する調査・分析・調整業務を行います。
- ②プロジェクト全体の成果発信・普及促進を行います。具体的には、プロジェクトポータルの管理・運営、研究フォーラムの企画・調整・開催、研究者・学生等への普及啓発イベントの企画・調整・開催を行います。

1.3 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であることとします。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (2)文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこととします。

1.4 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：令和8年度～令和12年度（5カ年事業（予定））

ただし、国の財政事情等により事業期間を保証するものではありません。また、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとします。なお、契約の締結は年度毎に行うものとします。

事業規模：各年度の計画額の上限 157,128千円（税込）とします。

上記の事業規模は、直接経費と間接経費（直接経費の30%）とで構成されます。

採 択 数：1件（予定）

2. 応募について

2.1 応募対象機関

以下のいずれかに該当する日本国内の機関を対象とします。また、複数の機関により共同申請することができます。

- ①大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- ②大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年112号）第5条に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- ③独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人をいう。）

共同申請に当たっては、1つの機関が代表機関となり、代表機関から再委託を受ける機関は参加機関（再委託機関）となります。共同申請可能な機関及び参加機関は、国の機関（ただし、経費の配分はできない。）、大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人のほか、高等専門学校、国公立試験研究機関、その他法律に規定されている法人（民間

企業、一般社団法人、一般財団法人、公益法人、特定非営利活動法人等)とします。

代表機関等の詳細については以下のとおりです。

1) 代表機関

- ・ 文部科学省と直接委託契約を締結します。
- ・ 文部科学省から直接の受託者として、一切の契約責任を有します。採択された事業を実施するとともに、運営管理、財産管理等の管理を行う機関であり、必要に応じて参加機関との間において再委託契約を締結し、参加機関における取組の進捗状況及び取組に要する経費について管理・調整業務を行います。
- ・ 代表機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事します。

2) 参加機関(再委託機関)

- ・ 代表機関との間で再委託契約を締結して事業に参画し、研究項目を担当します(企画提案書にどの部分をどの機関に再委託をするのか示すこと。原則的に研究項目単位で再委託することが想定されますが、一つの研究項目を複数の機関で担当する場合は、その研究項目のどの部分を再委託するか明確にすること。)。
- ・ 参加機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事します。

3) 協力機関

- ・ 代表機関または参加機関との間で再委託契約を締結することは認められません。ただし、代表機関または参加機関より、研究項目実施に係る旅費・謝金の支給を次の業務の範囲内で可能とします。
- ・ 協力機関の所属員は、代表機関または参加機関の求めに応じ、当該機関の業務協力者として、専門知識の提供や助言等を行います。ただし、代表機関または参加機関が実施する研究を直接代理することはできません。(会議出席のほか、例えば、現地調査への同行と助言、試料・データ等の提供や解釈に関する助言や依頼を受けて再解析等をした結果の提供などは可能ですが、協力機関の所属員が主体となって業務を実施することはできません。)

2.2 応募に必要な書類等

応募書類は、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)上で登録してください。提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認められません。

本公司の応募に必要な書類は、下記のサイトからダウンロードしてください。また、代表機関または再委託機関において、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は

内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合は、その通知の写しを提出してください。

情報科学を活用した地震活動・地震動評価技術の高度化の公募について

・ 応募書類

【様式1】課題概要（パワーポイント形式）

【様式2】提案書^{※1}（ワード形式）

【様式3】誓約書^{※2}（ワード形式）

【その他】ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し^{※3}（任意の形式）

【応募情報ファイル】（上記ファイルを全てまとめて1つのPDFファイルとしたもの）

※1 提案書については、事業規模の範囲内で提出してください。

※2 企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出してください。誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とします。

※3 当該認定等を取得している全ての機関分の通知の写しを、代表機関が取りまとめて提出してください。当該認定等を取得している機関については、審査において、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の項目において評価の対象となります。詳細は別添の別紙「審査基準」を参照してください。

2.3 書類提出期限

令和8年2月10日（火）17:00（厳守）

2.4 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始：令和8年1月16日（金）
- (2) 公募説明会：令和8年1月22日（木）14:00～
- (3) 公募締切：令和8年2月10日（火）
- (4) 審査：令和8年2月13日（金）
- (5) 採択決定：令和8年2月下旬頃
- (6) 契約締結：令和8年4月上旬頃

2.5 公募説明会

開催日時：令和8年1月22日（木）14:00～

開催場所：オンライン開催

参加を希望する方は、令和8年1月21日（水）17:00までに以下のメールアドレスよりお申込みください。なお、応募にあたり本説明会への参加は任意です。

メールアドレス：jishinkazan@mext.go.jp 担当係：文部科学省研究開発局地震火山防災研究課(STAR-E NEXT 担当)

2.6 応募にあたっての注意事項

(1) 研究代表者の指定

本事業全体を効率的・効果的に運営するため、研究代表者が課題の進捗管理と研究項目間の調整を行う等、事業全体を統括し、指導・助言を行います。本事業に応募するに当たっては、代表機関から選出し研究代表者を指定してください。研究代表者の役職等は問いません。ただし、研究代表者は、事業期間終了まで、当該課題の代表としての責任を果たす必要があります。応募から課題終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

(2) 事務連絡担当者の指定

本事業に応募するに当たっては、文部科学省との事務連絡を速やかに行なうことができ、かつ常に研究代表者と連絡をとることができ、研究代表者と同じ機関に所属する担当者（以下「事務連絡担当者」という。）を指定してください。なお、研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできません。

(3) 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴うため、提案しようとする研究代表者は、所属する研究機関（文部科学省と直接委託契約を締結する研究機関）の長及び事務連絡担当者の了承を取った上で提案書類を登録してください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する場合には、参加する全ての研究機関の了承を取った上で登録してください。

3. 審査等について

3.1 課題の審査について

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、非公開で選定作業を行ないます。審査方法については別添の別紙「審査基準」のとおりとします。選定終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知します。

3.2 研究開発課題の評価等について

(1) 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による評価

事業実施期間が3年目を迎えた時点で中間評価を実施します。中間評価においては、これまでの事業の進捗状況の評価や社会的な状況等を踏まえて、委託機関として継続することの可否について判断します。その際、必要に応じて参画機関の見直しや入れ替え等を実施する場合があります。また、原則として本事業終了までには事後評価を実施します。なお、中間評価及び事後評価の結果は、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会で決定され、文部科学省のホームページを通じて公表されます。

(2) プロジェクト推進委員会による評価・助言

代表機関は、適切かつ効果的に調査研究を推進するため、複数分野の有識者のみで構成されるプロジェクト推進委員会を設置します。本委員会は、本事業の代表機関、参加機関及び協力機関の研究者による研究計画やその実施状況、成果についての報告に基づき、委員は事業の内容について改善に関する助言や計画の変更に関する審査等を行います。

本委員会は各年度に1回以上実施することとし、結果は、文部科学省に書面で報告してください。また、開催・運営等に係る経費については本事業の予算より支出してください。なお、本委員会には文部科学省の期待する成果や得られた成果の活用の方針、その他行政管理上の方針とルール等との整合性や解釈の提示の立場から、文部科学省担当者がオブザーバーとして参加します（文部科学省担当者分の旅費等は事業費には含まない）。委員の選定にあたっては、文部科学省の承認を得ることとします。また、利害関係者は任命しないこととします。

4. 委託契約の締結等

4.1 委託契約の締結について

(1) 契約条件等

審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に基づいた委託契約を締結することとし、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行います。契約額については、業務計画書の内容等を勘案して決定するため、契約額は採択者が提示する金額とは必ずしも一致しません。また、契約額については、事務処理要領で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しません。

契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には、契約締結を行わない場合があります。

なお、契約の締結は年度毎に行うものとします。

また、本公募は、令和8年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手することはできません。また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担しないのでその点について十分留意してください。業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも周知してください。

審査終了後直ちに採択者と契約に向けた手続きに入ります。速やかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出してください。業務計画に再委託が予定されている場

合は再委託先にも周知してください。

- ・ 契約締結にあたり必要となる書類
 - ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
 - ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
 - ・ 銀行振込依頼書

（2）再委託契約

本事業を実施するに当たって、他の機関に本委託契約の一部を委託する場合は、当該機関との間において再委託契約を締結してください。

4.2 委託費の積算及び支払等

（1）委託費の積算

研究開発に必要な経費を研究開発項目ごとに算出し、総額を計上してください。その内容は提案書（様式2）に記載してください。

（2）府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては別紙1の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

本事業においては、直接経費から研究代表者的人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者的人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙2「研究代表者（PI）の人件費の支出について」及び別紙3「研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について」においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

（3）委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払います。文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

4.3 研究開発成果及び取得資産の取扱等

(1) 委託業務成果報告書の提出

毎年度の研究開発成果をとりまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を、委託業務完了の翌日から 61 日を経過した日までに、文部科学省に PDF 形式の電子媒体で提出してください。なお、委託業務成果報告書は原則公開することとします。

(2) 研究開発成果の帰属

研究開発を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）における日本版バイ・ドール規定に基づく一定の要件の下で研究代表機関に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。なお、再委託機関がある場合には、再委託機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と再委託機関の間で取り決めてください。

(3) 取得資産等の取扱い

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします。

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

4.4 委託業務の実施について

(1) 研究開発課題の進捗管理

文部科学省は、委託業務の進捗状況の確認を行う場合があり、そのため、関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の状況の確認を行うことがあります。その結果、必要に応じて助言等を行うことがあります。

委託業務の実施の際、後述の 5. の留意点を踏まえつつ、以下の対応を行うこととします。

- ①代表機関は、企画提案書に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることができます。
- ②代表機関は、委託業務の実施に当たっては、計画書等を遵守してください。ただし、やむを得ない事情等により、当初予定していた計画等では目的の達成が困難である場合は、計画等の変更箇所とその理由を書面で明示し、事前に、公募要領 3.2 (2) に記載するプロジェクト推進委員会による審査を受けたのち、文部科学省の承認を得てください。また、課題の進捗状況に応じて、初期の提案内容が基本的に変

更にならない範囲で、文部科学省から内容についての指示があった場合は、適切に対応してください。

- ③代表機関は、プロジェクト推進委員会又は文部科学省から事業について改善の意見等があった場合は、該当意見等を踏まえて実施するよう留意してください。
- ④代表機関は、計画書に基づき取組を実施するほか、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。
- ⑤代表機関及び参加機関は、使用した機器や開発したシステムについて、事業期間終了後の活用方策について検討してください。

(2) 委託費の額の確定等

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出される委託業務実績報告書を受けて、文部科学省にて確定調査を行います。

なお、本委託契約の一部を再委託する場合は、当該年度の委託契約期間終了までに再委託先の機関からの委託業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を、当該受託機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告してください。

(3) 契約に関する事務処理

事務処理要領に基づき、必要な事務処理を行ってください（再委託先の機関についても同様。）。

事業の実施に当たっては、契約書及び業務計画書等を遵守してください。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定など、応募書類に記載した事項について、認定の取り消し等によって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに文部科学省へ届け出してください。

5. 事業の実施にあたっての留意点について

5.1 委託費の適正な執行について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）※1 の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費

削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入し、委託契約締結時までに文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。なお、令和 7 年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約が認められるますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストを令和 8 年 12 月 1 日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分(代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む)を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関(研究費の配分を受けない協力機関等)については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

(体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する委託費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、以下のとおり厳格に対応します。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費

の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{*1} 資格の制限等の措置

本事業の委託費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{*2} に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

（※2）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{*3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から）
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1)個人の利益を得るための私的流用 (2) (1)以外	10年 ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの ② ①及び③以外のもの ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの
2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀し		5年

た研究者		
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※3) 以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照すること。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(4) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む競争的研究費制度^{※1}において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※1) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照すること。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

委託事業を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※¹を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※¹)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照すること。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関※^{1,2}は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託契約締結時までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかるわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版研究不正行為チェックリストを令和 8 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

(※¹) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参

照してください。)

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正	I. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図してい	10年

行為 に關 与し た者	た場合など、特に悪質な者			
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者			2~3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2~3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの		1~2年

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があつた場合、当該事案の内容（不

正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各研究機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

企画提案が採択された後、契約手続きの中で、実施責任者は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを見認したとする文書を提出することが必要です。(別紙4)

5.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの^{※1})が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」という。)を行います。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

(※1) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超える場合、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間^{※2}に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

（※2）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（i）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、国外の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や e-Rad に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、产学研連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課

題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。

- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきましますようお願いします。

ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援^{※3}を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(※3) 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

5.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放

性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

5.4 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕

様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受け入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び
外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの
規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～
③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド(大学・研究機関用)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>
- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t1Okaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとり

まとめられました。これを受け、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本委託事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

5.5 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することとされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

5.6 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

5.7 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

5.8 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者に対して、事業完了後、速やかに成果物として業務完了届を提出することを義務づけ、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

5.9 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください(複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。

報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

5.10 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2025」(令和 7 年 6 月 6 日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025年(令和7年)11月18日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和7年7月10日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定期間、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が1,000万円以上で汎用性のあるものを購入する場合については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- ・「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」[競争的研究費改革に関する検討会(H27.6.24)]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定(R3.3.26)]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- ・「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定(R7.6.6)]

- ・ https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(R5.5.24 改正)]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- ・ 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ(R2.9.10 改正)]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- ・ 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3 策定)
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考:概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- ・ 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- ・ 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- ・ 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- ・ 「科学の再興に向けて 提言」「科学の再興」に関する有識者会議(R7.11.18)]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_0002.html
- ・ 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会(R7.7.10)]
https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

5.11 博士課程学生の待遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と待遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日

科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度^{※1} の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※1) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7 時間 45 分～8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下の支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮とともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

5.12 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技

術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

5.13 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通じ、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、生物学的性(セックス)や社会的・文化的性(ジェンダー)等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

・性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

5.14 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等につ

いて

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙5を参照してください。

5.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.16 URA等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と待遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、本事業により、URA等の研究開発マネジメント人材を雇用する場合

には、優秀な研究開発マネジメント人材を確保する観点から、当該人材の安定的な雇用を確保すべく、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって、無期雇用ポストの創出など、機関の実情に応じた形で安定的な雇用を実現する方策を実行することに努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.17 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）（別紙6参照）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

5.18 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、本事業に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、研究データの管理にあたっては、FAIR 原則に基づく「研究データ基盤システム」の管理基盤（GakuNin RDM）の使用をご検討ください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、代表機関で定めたメタデータを付与していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

5.19 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示

してください。論文の Acknowledgment(謝辞)等における記載例については、採択後に研究代表者に対してお知らせいたします。

5.20 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS)について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和7年4月時点で、18件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

5.21 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6. e-Radを利用した応募書類の作成・提出等について

6.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

6.2 e-Radを利用した応募方法

本事業への応募はe-Radを通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Radポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録 (<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

・ 研究機関による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。

応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」、「申請中」となると、応募手続きは完了です。

・ 研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局

地震火山防災研究課まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類(ステータス)が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報のWeb入力と応募様式（【様式1】～【様式3】及び【その他】、並びにこれらを全てまとめて1つのPDFファイルとした【応募情報ファイル】）の添付が必要です。アップロードできる応募書類の最大容量は1ファイルあたり30MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局地震火山防災研究課に問い合わせてください。
- ② 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

6.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課にて受け付けます。e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。本事業ウェブサイト及びe-Radポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課	03-5253-4111(内線4137) jishinkazan@mext.go.jp
e-Radの操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○本事業ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_00453.html

○e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Radの利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Radポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(3) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

(4) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EB PM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

(5) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、JST が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

審査要領

「情報科学を活用した地震活動・地震動評価技術の高度化(STAR-E NEXT)」(以下「本事業」という。)における事業者の審査、評価及び選定を行うため、審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省研究開発局地震火山防災研究課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からの対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者(競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む)との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員は、原則、当該審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該審査を辞退した場合はその限りではない。

別添

- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は、原則、当該審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局地震火山防災研究課に報告しなければならない。

- 2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考と面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。なお、最低評価点は、基礎評価要素の点数が、基礎評価項目において満点だった場合の合計点数に占める配点割合の50%の点数とし、50%未満の点数の者は採択しないものとする。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

(各評価項目 10点 × 3項目、加点 30点 × 1項目、10点 × 1項目 計 70点)

(1)事業の目的との合致

本事業の趣旨・目的をよく理解し具体的な提案がなされていること。

(2)内容と手法の妥当性

(1)の趣旨・目的を踏まえて提案された研究内容及び手法が適切であり、効率的かつ効果的な調査研究開発となっていること。(但し、公募要領に定める最低提案数を下回る場合は0点とする。)

※なお、複数項目の提案があること、新しい手法やより高精度な手法の研究や適用があること、過去に実施された研究成果の有効活用など効率的運用に向けた工夫がされている場合は加点する。

(3)成果の妥当性

想定されている成果が(1)にある本事業の意図する成果に合致していること。

※なお、上記(2)における加点要素の成果や地震本部、気象庁、自治体等のエンジニアの業務を高度化・効率化できる具体的な成果(プロダクト)が含まれている場合は加点する。

(別紙)

2. 実施計画に関する評価

(各評価項目 10 点 × 3 項目、10 点 × 1 項目 計 40 点)

(1)スケジュールの妥当性

事業期間中の実施計画(マイルストーン)が設定されていて、かつその計画が妥当であること。

(2)計画の適切な見直し体制の構築

事業実施期間において、実施計画の適切な見直しを可能にする体制が構築されていること。

※なお、プロジェクト運営委員会による指導・助言以外に、計画の適切な見直し体制が構築されている場合は加点する。

(3)経費の妥当性

不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。

3. 実施体制に関する評価(各評価項目 10 点 × 2 項目 計 20 点)

(1)研究代表者の能力と実績

研究代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画し、研究開発計画全体の責務を担うことができること。また、事業を効果的に遂行するために必要な専門知識・技術や実績等有していること。

(2)組織・メンバーの能力と実績

事業実施に必要な人員・設備・施設・組織体制(協力機関や広報担当、事務連絡担当も含む)が整っていること。また、事業実務に精通しているとともに、事業及び事業管理を適切に遂行する能力・体制を有していること。

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価(計 10 点)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」、「2. 実施計画に関する評価」及び「3. 実施主体に関する評価」の基本評価要素については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている=10 点 優れている=7 点 普通=5 点
やや劣っている=3 点 劣っている=1 点

2. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 実施主体に関する評価」の加点評価要素については以下のとおり評価する。

(別紙)

<1. 事業内容に関する評価>

(2) 内容の手法の妥当性

- ・「1.」～「3.」の各手法の研究開発について、複数項目の提案があること。(最大 8 点)
※4 項目目から 1 項目につき 2 点を加点)

1. 以下①～③に記載する「社会実装を見据えた研究テーマ」に関する研究項目に合致する研究開発について、最低一つ以上の提案があること。(なお、「1.」～「3.」で合計最低 3 項目の提案は必須)

①地震・微動・地殻変動の自動検測技術の高度化

最新の情報科学により、地震・微動・地殻変動の検測技術を高度化させ、特に、地震多発時において、高精度に震源・規模・震度を推定する手法の開発、また、地殻の「ひずみ」やプレートの「すべり」を高精度に把握する手法の開発

②大地震前後の地震活動予測の迅速化

最新の情報科学により、大地震発生前の発生確率、また、大地震発生後の余震の短期予測手法の開発

③地震活動の中長期的評価の高度化

最新の情報科学により、過去に発生した地震の地震動データや断層データ等を融合的に解析し、地震活動の中長期的評価に資する手法の開発

2. 以下①～③に記載する「研究開発要素の高い新規性のある研究テーマ」に関する研究項目に合致する研究開発について、最低一つ以上の提案があること。(なお、「1.」～「3.」で合計最低 3 項目の提案は必須)

①断層すべり等の高度な推移予測モデルの開発

最新の情報科学により、断層周辺の温度や圧力等の物理特性を反映した断層すべり等の高度な推移予測モデルの開発

②被害予測に向けた地震動(波形)伝播予測技術の開発

最新の情報科学により、地震発生時における各地点の「揺れ」を速やかに予測するモデルの開発

③ノイズの活用等による地震活動・地震動把握の高度化

最新の情報科学により、地震観測データ内に含まれる、これまでノイズとされてきたデータを解析し、様々な自然災害等のシグナルを把握するモデルの開発

3. その他(なお、「1.」～「3.」で合計最低 3 項目の提案は必須)

本事業の趣旨に合致する(1)～(2)以外の研究開発

・新しい手法やより高精度な手法の研究や適用がされていること。(最大 6 点)

・過去に実施された研究成果の有効活用など効率的運用に向けた工夫がされていること。(最大 6 点)

(別紙)

- ・将来的な人材育成の観点で、「情報科学×地震学」分野の裾野の拡大が図れる工夫がされていること。(最大 6 点)
- ・その他(最大 4 点)

(3) 成果の妥当性

- ・地震本部、気象庁、自治体等のエンドユーザの業務の高度化・効率化に資する具体的な成果(プロダクト)が含まれていること。(最大 5 点)
- ・その他(最大 5 点)

<2. 実施計画に関する評価>

(2) 計画の適切な見直し体制の構築

- ・事業内容の評価等を踏まえ、開発したプロダクトの地震本部や気象庁等への移管や新規研究テーマの募集など、実施計画の適切な見直しを可能にする具体的な体制が構築されていること。(最大 5 点)
- ・その他(最大 5 点)

3. 評価項目の「4.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等(女性活躍推進法)

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=4点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=7点
- ・認定段階3=8点
- ・プラチナえるぼし認定=10 点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主(常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=2点

○くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業(次世代育成支援対策推進法(次世代法))

- ・くるみん認定①(平成 29 年 3 月 31 日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成 29 年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定)=4点
- ・トライくるみん認定①(令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準に基づく認定)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改

正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)=5点

- ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①の認定を除く。)=6点
 - ・トライくるみん認定②(令和7年4月1日以降の基準に基づく認証)(令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)=7点
 - ・くるみん認定③(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。)=7点
 - ・くるみん認定④(令和7年4月1日以後の基準)(令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定)=8点
 - ・プラチナくるみん認定=10点
 - ・行動計画(令和7年4月1日以降の基準)策定済(次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=2点
- ユースエール認定(若者雇用促進法)
- ・ユースエール認定=8点
- 上記以外=0点